

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

第18回秋田市都市緑化推進専門部会

議事要旨

日時：平成26年2月18日（火）
午後2時～午後3時5分

場所：秋田市役所議場棟
第4委員会室

第18回秋田市都市緑化推進専門部会 議事要旨

- 1 開催日時 平成26年2月18日(火)
午後2時～午後3時5分
- 2 開催場所 秋田市役所議場棟 第4委員会室
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 部会長あいさつ
 - 4 議 事
 - (1) 議案第1号 保存樹の指定について
 - (2) 議案第2号 保存樹の指定の解除について
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 4 出席委員 (7名)

井 上 正 鉄	委員
近 藤 佳 樹	委員
石 塚 小枝子	委員
佐々木 文 勝	委員
神 田 誠	委員
松 浦 稔 実	委員
小 林 晴 樹	委員
- 5 欠席委員 (2名)

野 口 秀 行	委員
蒔 田 明 史	委員
- 6 署名委員

石 塚 小枝子	委員
佐々木 文 勝	委員
- 7 事務局 菊田公園課長
長谷部公園課施設担当課長
保坂公園課副参事
工藤公園課副参事
熊谷公園課副参事
佐藤公園課施設担当主席主査

議事内容

司会

本日の会議は、総数9名の内、半数以上の委員の方が出席しており、秋田市都市緑化推進専門部会設置規程第3条第2項の規定により本会議は成立していることをご報告する。

議事録署名委員の指名

司会

これからは、部会長に会議の進行をお願いします。
はじめに議事録署名委員2名を指名していただく。

部会長

議事録署名委員は、石塚委員と佐々木委員をお願いします。

石塚委員

～了承～

佐々木委員

～了承～

4 議事

(1) 議案第1号 保存樹の指定について

部会長

事務局より議案第1号について説明願います。

事務局

(議案第1号について説明)

部会長

ケヤキに関して、長野県では、ジェイアールの鉄道を利用して木曾谷などを通過するとき、谷筋を鉄道防備林にして崩れないようにしたり、また、本^{さんずがわけいこく}県の湯沢市に三途川溪谷があるが、ここはケヤキの自然群落地で急傾斜地にも生えている。先ほど事務局から樹勢の説明があったが、ケヤキはこのような環境でも植生しているので樹勢は大丈夫かと思う。

委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんか。

A委員

B委員のご意見を伺いたい。

B委員

写真を見ると樹木に枯れが見えるが、これまで枯れを除去してから指定したことはあるか。

事務局

過去においては、あらかじめ枯れを切除してからの指定はなかったが、今回所有者は、樹木のありのままを見てもらい、その上で切除などの手立てを講じていきたいとの意向であった。また、所有者に対しては、本市には保存樹への支援制度があり、この制度を活用し保存に努めてほしいことを説明している。したがって、現状で指定のご承認をいただき、その後に適切な措置を講じていきたい。

B委員 このような大木となると、個人の敷地にはなく神社などで多く見かける。木の状態も枯れ枝が多く見られるほか、中には樹木の中が空洞で、今年のような大雪や台風の影響で根本から折れたりする危ないものもある。神社などは人の出入りが多い時期もあることから、放置しておく危険である。したがって最初に指定することは問題ないが、適切に維持管理しなければいけないということをしかり説明する必要がある。

部会長 A委員いかがですか。

A委員 枯れているのが見えたので、最初にB委員のご意見を伺ったが、所有者が指定を受けてから手間を入れるとのことなので、よろしいと思う。

部会長 現状で指定してもかまわないということか。

A委員 たぶん強制力がないと思うので、申請者の姿勢を確認してから指定することになるのではないか。

部会長 手入れをしてから指定しなければならないという条項はあるか。

事務局 そのような基準はない。なお、ケヤキがある場所は山林で、周囲には住宅はなく、所有者は、これだけの木なので、指定後に市の支援制度を活用しつつ手を入れていきたいという想いで申請されたものである。

部会長 C委員いかがですか。

C委員 私は多くの山林を所有しているが、樹木の中でケヤキが少なく数本しかない。今回のケヤキは大木であり枯れが見られるものの、保存樹として指定してほしいと考えている。

部会長 D委員いかがですか。

D委員 今回申請のあったケヤキは、皆さんが心配されている枯れ枝の関係はあるものの、秋田市の保存樹指定基準の各号に該当していることから、私は指定してもよいと思う。資料の写真をみると、枝も多くあり、おそらく春から紅葉までにかかなりの葉がつくと思う。また、寺内神屋敷のこの場所は、奥に菅江真澄の墓所があるなど昔から環境のよいところなので、緑の樹木を保存しさらに緑化推進を図るということは非常によいことだと思う。なお、ケヤキのある場所はスペース的に広く、人が近づいて怪我するなどの危険性は少ないと思うので、保存樹に指定し守っていくことは賛成である。

部会長 ほかに何か質問等ございますか。

各委員 (なしの声)

部会長 それでは、議案第1号に関して、本専門部会では異議なしということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

部会長 異議なしとします。
引き続き議案第2号の審議に入ります。事務局より内容を説明願います。

事務局 (議案第2号について説明)

部会長 委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんか。

E委員 No.3の糸ヒバの保存について、所有者と交渉したか。このような樹木を伐採するのはもったいない気がする。

事務局 所有者に対しては、保存樹の趣旨と市の方針を伝え、樹木の保存を前提に売買交渉をしてもらえないかと再三お願いしたが、相手からは、今のこの時期を逃してしまえば買い手がつかない可能性があり、その場合に市はどうしてくれるのかと言われるなど、理解を得ることはできなかった。

部会長 購入予定者と会ったか。

事務局 所有者は不動産会社の方と一緒に来たが、購入予定者はいなかった。

E委員 購入予定者は個人の方か。

事務局 そのようだ。

E委員 所有者がどうしても無理だとなればこれで終わりか。

A委員 非常に残念である。

部会長 次の段階を考えると、法的なこと以外に、地元の財産として残すなど何かうまい手があればいいと思うが、皆様いかがでしょうか。

E委員 枯れたのはしょうがないにしても、生きている木なので指定を解除しないというのはできるか。

事務局 残念ながら今の制度ではそこまでの拘束力はない。

部会長 文化財保護法とはここが違う点である。

E委員 私は東京や大阪に40年近くいたが、どこでも指定樹というのは大事にしていた。

部会長 ちなみに云われはどういうことだったのか。

事務局 確認していない。樹齢は推定で300年から400年くらいである。

部会長 樹齢が300年から400年くらいだと樹形は申し分ない。
C委員いかがですか。

C委員 市でお願いしても難しいとのことだが、できれば残しておきたいという気持ちはあるが。

B委員 枯れてしまえば切るよりないが、生きている木を切るのはかわいそうな気がする。何とかして生かしていければと思う。切らないとなれば移植することになる。

A委員 可能か。

B委員 どんな大きな木でも可能なことは可能だが、やり方次第ではだめになることもあるが。

C委員 相手の方は更地で引き渡してほしいとのことだが、このような立派な木はそうないのでできれば移植がいいと思う。しかし、相当費用がかかると思うので現実的には難しいのではないか。

B委員 移植ということだができない訳ではない。経済的なことは別にして。

部会長 どうしても経済的な話になってしまうが、やり方としてはできる。

B委員 地上部の葉っぱと地下の根の部分をバランスのよい状態に整えてやれば大抵は育つので移植は可能である。

E委員 かなり費用はかかるか。

B委員 移植に当たっては、不要な根を切除し整えてから、半年から1年くらい養生し、新しい根を出させてから根巻きをすれば助かる。

A委員 今の姿の状態での移植は現実的でないという選択だし、移植するにしても現状の姿、形は変わらざるを得ないということになるし、そうすると保存樹の意義の問題になってくるし、残念な話である。

部会長 指定解除をやむなく同意したとして、いつから伐採するのか。

事務局 できれば早い時期にと所有者から言われている。申請者は、昨年10月25日にお母様が亡くなられて不動産を相続し、その後すぐに売買交渉の話があり、今年の1月10日に市に来られて申請手続きを行うなど、不動産売買の準備が進んでいる状況である。

E委員 この件は個人財産のことなので、市が検討しそれでもだめであればしょうがないと思う。それでも何とか残せないか一度検討してもらえないか。

事務局 この件は公園課内でも慎重に検討した。今回の糸ヒバは、目通り周が2メートル5センチほどで、樹高が11メートル、枝葉の広がり南北に7.4メートル、東西に9.8メートルで非常に大きな木である。秋田市としても貴重な樹木として引き続き保存に努めていただきたいとの思いはある。しかしながら、早期に更地にして売り渡したいとの所有者の意向であるため、樹木の現状や移植の可能性等について、市でも樹木医に診断してもらった。

その結果、木の形状はよいが、若干樹勢が劣っているようで、移植するにはそれに耐えうる処置が必要との見解で、具体的には、カンフル剤を施し樹勢を回復させてから、根の広がりを確認しなければならないとのことであった。

また、周囲にほかの樹木もあり、糸ヒバを生かすために周りの樹木を切ったとしても、根が輻輳していると考えられることから、移植に際しては技術的にも難しく、最大限手を尽くせば移植は可能と思うが、枝振りをかなり詰めて樹形がどのようになるのかという課題もあるとのこと。

仮に移植先が確保されたとしても、これだけの樹木を運搬することについても課題がある。具体的には、運搬車両の荷台の幅は3メートル程度で、この中に納めるには、枝葉が9.8メートルなので、幅を3分の1に詰めなければならない。また、根鉢もこれだけの木だと4メートルほど作らなければならないほか、根鉢の深さも1メートルから2メートル必要となることから長さが十数メートルのトレーラーでの運搬となる。

ある程度養生し、樹勢を回復してからの移植となると、1年から2年要するので、その期間相手方への補償などの話になってくる。経済的な話を差し置いても、時間的な制約の面で厳しい。

以上が樹木医の見解および課内の検討内容である。

部会長 ただ今の説明のとおり、事務局は様々な手立てを考えたとのことですが、皆様どうでしょうか。

D委員 移植するにしても結果的には運搬や手入れ等いろいろとかがわかったが、保存樹の伐採に当たっては何か補助とかあるか。

事務局 樹勢を整える手立てとして、実際にかかった経費の半分がかつ上限が30万円の枠の中で助成をしている。

A委員 保存していく前向きの話ですね。

部会長 角館の桜の時は、橋の普請の際に桜3本が支障となり、その場で何とか移植できたが、今回の場合のように、相続などが絡んでいると難しいだろうなとは思っていた。皆様、やむを得なしということで、専門部会では承認ということでいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

部会長 異議なしということで2号議案は承認します。
1号および2号議案は専門部会で承認ということで、審議会長に報告してください。
会議の進行を事務局へお返しします。

事務局 5 その他
(保存樹の指定の解除について報告)
(「秋田市緑の基本計画」が全国の優良事例40選に選ばれた件について報告)

部会長 緑の基本計画の件はマスコミでニュースになったか。

事務局 マスコミ各社には、全国の優良事例40選に選ばれたことを紹介したが、ニュースや記事にはならなかった。市民に対しては、広報あきたと市のホームページで紹介した。

司会 以上をもちまして、本日の都市緑化推進専門部会を終了させていただきます。
本日は、ありがとうございました。

以 上